

神奈川県マグカル展開促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が推進する、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す取組である「マグネット・カルチャー（マグカル）」の展開促進のため、民間団体が行う文化芸術の新たな事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 民間団体

国又は地方公共団体を除く法人その他の団体をいう。

(2) 新たな事業

補助金の交付を受けようとするものが過去に実施していない事業又は過去に実施した事業に新たな取組を加える事業をいう。

(3) 高齢者

満65歳以上の者をいう。

(4) 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者をいう。

(5) 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

(6) 若年者

満15歳以上満25歳以下の者をいう。

(補助対象者の要件)

第3条 補助対象者は、次の各号全ての要件に該当する民間団体とする。

(1) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有すること。

(2) 団体の定款、規約又は会則を有すること。

(3) 団体の意思を決定し、執行する体制を確立していること。

(4) 団体自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

(5) 県税その他の県に対する金銭債務の支払に滞納がないこと（ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定による徴収猶予を受けている場合を除く。）。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、次の各号に掲げる要件を満たす事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 民間団体が県内で実施する事業であること。
- (2) 別表1左欄に該当する文化芸術の新たな事業であること。
- (3) 不特定多数の者に公開する事業であること。ただし、別表1(4)に該当する事業にあつては、補助を開始した年度から3か年度以内に不特定多数の者に公開するための準備のための事業を含む。
- (4) 補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度の末日（以下「年度末日」という。）までに完了すること。
- (5) 政治的又は宗教的目的を有しないこと。

2 補助事業に要する経費のうち補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）から国又は他の団体等の補助金、協賛金その他の使途が指定され重複する収入を充当する額を控除した額に対して交付するものとする。

3 別表1に掲げる事業の区分のうち、補助の対象としない経費は、別表2に定めるものとする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、前条の規定により算出した額を限度とし、その算出方法は、別表1により算出して得た額とする。ただし、その額が別表1で定める上限額を超える場合は、上限額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が次のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- ア 補助事業者自身
- イ 100%同一の資本に属するグループ企業
- ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をい

う。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（申請書の提出期日等）

第7条 規則第3条第1項の規定による神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書（様式1）の提出期日は、知事が別に定める。

ただし、別表1(2)の事業の特認を受けようとする場合は、神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請添付資料（様式1の2）を、様式1と併せて提出しなければならない。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体又は団体の主要な構成員が補助事業と同一の分野における公演等の実績を有することを証する書類
- (2) 定款、寄附行為又はこれに類する規約等
- (3) その他知事が必要と認める書類

（暴力団排除）

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るも

のとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助事業の目的及び主たる内容に影響しない内容の変更、削除又は追加をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
イ 補助対象経費の総額の20%以内で項目間の配分の変更をすること。
ウ 補助対象経費の総額の20%以内の増額又は減額をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
エ 補助事業の収入に係る変更をすること（補助額の変更を伴うものを除く。）。
オ 補助対象経費以外の経費を変更すること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、入場者等の安全に配慮しなければならない。

- (5) 補助事業の実施に当たっては、県の広報活動に協力しなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る変更（中止、廃止）承認申請書（様式2）を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業の終了後、次条の実績報告を年度末日までに行うことが困難な場合に、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実施状況報告書（様式3）により、年度末日までに行わなければならない。この場合においては、状況報告の時点で調製が困難なものを除き、次条各号に掲げる書類を添えなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実績報告書(様式4)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日まで行わなければならない。

- (1) 補助事業の実施を証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第14条 補助金の支払は、原則として規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の一部について概算払をすることができる。

(加算金及び延滞金の納付)

第15条 規則第16条の2第1項の規定による加算金及び同条第4項の規定による延滞金の額が100円未満であるときは、納付を要しないものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

2 規則第17条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、所在地、団体名又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和5年4月1日以降に交付決定する事業について適用する。ただし、改正後の第13条の規定は、令和5年3月31日以前に交付決定し

た事業についても適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和6年4月1日以降に交付決定する事業について適用する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

事業の区分	補助率	補助額の 上限額
(1) 共生社会の理念普及につながる事業 (高齢者・障がい者・多文化共生等)	2分の1 以内	300万円 以内
(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	3分の1 以内	1,000万円 以内
(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 (定率補助)	3分の2 以内	300万円 以内
(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 (定額補助)	定額	30万円 以内
(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	3分の1 以内	300万円 以内
(6) 上欄に掲げる事業以外の事業	3分の1 以内	100万円 以内

別表 2 (第 4 条第 3 項関係)

I 別表 1 の事業の区分のうち、(1)、(3)、(5)、(6)に該当するもの
次に掲げる経費は、補助の対象としない。
1 役務等への対価としての必要性が認められないもの
2 団体運営の経常的経費
3 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの
4 有償で頒布するプログラム又は図録等の作成経費
5 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の会場使用料
6 食糧費
7 取得価格が単価 10 万円以上の備品の購入費 (ただし、既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を新調しようとするもので、新調以外により経済的に対応できる方法がなく、新調しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合を除く。)
8 10 万円以上の修繕費 (ただし、既存の備品の老朽化又は破損のため当該備品を修繕しようとするもので、修繕以外により経済的に対応できる方法がなく、修繕しなければ補助事業の遂行が困難であると認められる場合を除く。)
9 公課費 (消費税及び地方消費税相当額、印紙代、道路使用許可申請の手数料等)
10 金融機関に支払う振込手数料

Ⅱ 別表1の事業の区分のうち、(2)に該当するもの

次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- 1 申請団体の人件費及び旅費
- 2 事業に係らない物品の購入
- 3 申請団体が実施する補助金及び交付金
- 4 貸付金又は保証金
- 5 基金の積立金
- 6 用地取得にかかる経費
- 7 金融機関に支払う振込手数料
- 8 公課費（消費税及び地方消費税相当額、印紙代、道路使用許可申請の手数料等）
- 9 食糧費
- 10 施設整備費（※）
- 11 当該事業に関わる地域活性化に係る計画等を策定する取組
- 12 当該事業を取り巻く環境保全のための取組（川の清掃、ごみ拾い等）
- 13 市場価格と比較して著しく高いと認められるもの
- 14 次年度の事業に関する準備経費

（※）事業着手から同じ年度内に整備を完了させる場合を除く。

（常設・仮設は問わない。また原状復帰させる必要はない。）

Ⅲ 別表1の事業の区分のうち、(4)に該当するもの

次に掲げる経費以外のものは、補助の対象としない。

- 1 新調（修繕）しなければ今後の公開が困難である備品の購入又は修繕の費用
- 2 現役の演者の練習や演舞風景を撮影・記録する費用
- 3 活動に参加する人手を集めるための広報費用
- 4 稽古等を行うために必要な費用

(様式1)

神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請書

交付申請日

年 月 日

神奈川県知事 殿

年度の標記補助事業について、補助金の交付を受けたいので申請します。

1 申請団体の概要

(1)ふりがな			
(2)申請団体名			
(3)代表者役職名		(4)代表者名 (本名)	
(5)郵便番号	〒		
(6)所在地			
(7)個人情報 管理責任者名			
(8)連絡担当者の 役職又は所属		(9)連絡 担当者名	
(10)電話番号		(11)携帯電話	
(12)E-mail			
(13)団体設立年月	年 月	(14)構成員数	名
(15)団体又は団体の 主要な構成員の 実績			
(16)コンプライア ンス (法令遵守) に関する考え方 ※個人情報保護、 会計税務、内部統 制等			

(12) 事業の内容	ア 趣旨・目的
	イ 実施内容
	ウ 達成目標及び広報の手法
(13) 新たな事業であることの説明	
(14) 2 で特認を希望した場合、特認の区分にあてはまることの具体的な説明	
(15) 神奈川県による補助の必要性	

<p>(16) 事業期間における具体的な業務スケジュール</p>		
<p>【概算払の必要性】</p>		
<p>(17) 翌年度以降の取組内容（予定）</p>	<p>ア 前年度採択事業であるか</p>	<p>ある・なし</p>
	<p>イ 翌年度（ 年度）</p>	
	<p>ウ 翌々年度（ 年度）</p>	
<p>(18) 前年度目標の達成度合いの検証</p> <p>※前年度に本補助金の交付を受け、本年度も継続して申請する場合</p>		

4 補助事業の収支予算

収入の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開 促進補助金		
自己負担	0	
収入合計 (支出合計と一致)	0	

支出の部

単位：円

項目	予算額	積算内訳
補助 対象 経 費		
補助対象経費計(a)	0	
補助 対象 外 経 費	補助対象経費に係る消 費税及び地方消費税相 当額	
補助対象外経費計(b)	0	
支出合計(a+b)	0	

5 団体の役員等氏名一覧

(1) 代表者

役職名	氏名	氏名のカナ (半角カタ)	生年月日(大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (M, F)	住所
			T, S , H		

(2) 役員

役職名	氏名	氏名のカナ (半角カタ)	生年月日(大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (M, F)	住所
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		
			T, S , H		

6 誓約

<p>(1) 当団体は、団体の意思を決定し、執行する体制を確立しています。</p> <p>(2) 当団体は、自ら経理し、監査する会計組織を有しています。</p> <p>(3) 当団体は、県税その他の神奈川県に対する金銭債務の支払に滞納がありません（ただし、地方税法第15条に基づく徴収猶予を受けている場合を除く）。</p> <p>(4) 当団体は、暴力団ではありません。</p> <p>(5) 当団体は、代表者又は役員（法人格を持たない団体にあつては、代表者）のうちに暴力団員に該当する者はありません。</p> <p>(6) 団体の役員等氏名一覧に記載した全ての者は、前号に該当するか否かの確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供することを同意しています。</p> <p>(7) 申請内容及び添付資料に記載された情報に偽りはありません。情報に偽りがあることが発覚した場合には、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p>		
誓約	上に記載のとおり	誓約します ・ しません

(様式1の2)

※「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」の特認を希望する申請者用

神奈川県マグカル展開促進補助金交付申請添付資料

神奈川県使用欄（整理番号）：

申請団体名：

記載日： 年 月 日

○ 「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」の特認を希望する申請者は、以下の5つについて、わかりやすく記載してください。

※記載方法は任意（箇条書き、行の追加等自由）

(1) 事業を実施することで、どのように地域活性化が図られるのか
(2) 事業（計画）に実現可能性があるのか
(3) 事業を実施して、地域活性化を図れる組織（体制）か
(4) 地域（民間団体等）が主体的に活動しているのか（できるのか）
(5) 事業を実施する地域の機運は高まっているのか

(※) 各項目について、補足できる資料があれば、併せて提出願います。

(様式2)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る変更(中止、廃止)承認申請書

申請日

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名(本名)	
連絡担当者の役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日

年 月 日

付けで交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業を次のとおり

申請内容

変更 ・ 中止 ・ 廃止

したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止、廃止)の内容

変更(中止、廃止)前	
変更(中止、廃止)後	

2 変更(中止、廃止)の理由

理由	
----	--

3 収支予算書(補正予算)

収入の部

単位：円

項目	補正前予算額 (A)	補正後予算額 (B)	差異 (B - A)	説明
神奈川県マグカル展開 促進補助金				
収入合計(税込の支 出合計と一致)				

支出の部

単位：円

項目	補正前予算額 (C)	補正後予算額 (D)	差異 (D - C)	説明
補助対象 経費				
補助対象 経費計(a)				
補助対象 外経費	補助対象経費に係 る消費税及び地方 消費税相当額			
補助対象外 経費計(b)				
支出合計 (a+b)				

(注) 「3 収支予算書(補正予算)」は、補助対象経費の総額の20%を超える項目間の配分の変更又は補助額の変更がある場合に提出する。

(様式3)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実施状況報告書

報告日	年 月 日
-----	-------

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名(本名)	
連絡担当者の役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日	年 月 日
-------	-------

付けて交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る補助事業の

報告日	年 月 日
-----	-------

現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

(1) 事業名			
(2) 事業期間	～		
(3) 事業実施日	～		
(4) 実施会場名 ★			
(5) 実施会場所在地 ★			
(6) 共催・助成・協賛・後援等とその内容 ★	区分	団体等名	内容
(7) 入場料又は視聴料の有無 ★	有 ・ 無	(8) 有の場合価格 ★	円から 円

(★) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業(定額補助)」の特認を受けている場合は記載不要です。

(9)入場者数 ★	人	(10)視聴者数（配信を行った場合） ★	人
(11)出演（出品）者数 ★	人	(12)運営スタッフの人数 ★	人
(13)事業の内容			
(14)目標達成状況及びその検証			
(15)交付決定において特認を受けた場合、特認の類型にあてはまる事業であったことの具体的な説明			

(★) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）」の特認を受けている場合は記載不要です。

2 補助事業の経費の執行状況

収入の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開促進補助金		
収入合計 (支出合計と一致)		

支出の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
補助対象経費		
補助対象経費計(a)		
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額	
補助対象外経費計(b)		
支出合計(a+b)		

(注) 報告日時点で報告を行うことが困難な項目は、その理由を記載すること。

(様式4)

神奈川県マグカル展開促進補助金に係る事業実績報告書

報告日	年 月 日
-----	-------

神奈川県知事 殿

所在地	
団体名	
代表者役職名	
代表者名 (本名)	
連絡担当者の役職又は所属	
連絡担当者名	
電話番号	

交付決定日	年 月 日
-------	-------

付けで交付決定を受けた神奈川県マグカル展開促進補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 事業実績

(1) 事業名			
(2) 事業期間	～		
(3) 事業実施日	～		
(4) 実施会場名 ★			
(5) 実施会場所在地 ★			
(6) 共催・助成・協賛・後援等とその内容 ★	区分	団体等名	内容
(7) 入場料又は視聴料の有無 ★	有 ・ 無	(8) 有の場合 価格 ★	円から 円
(9) 入場者数 ★	人	(10) 視聴者数 (配信を行った場合) ★	人

(★) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業 (定額補助)」の特認を希望する場合は記載不要です。

(11) 出演（出品） 者数 ★	人	(12) 運営スタッフの 人数 ★	人
(13) 事業の 内容			
(14) 目標達成状況及 びその検証			
(15) 交付決定におい て特認を受けた場 合、特認の種類にあ てはまる事業であつ たことの具体的な説 明			

(★) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）」の特認を受けている場合は記載不要です。

2 収支実績

収入の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
神奈川県マグカル展開促進補助金		
収入合計 (支出合計と一致)		

支出の部

単位：円

項目	決算額	積算内訳
補助対象経費		
補助対象経費計(a)		
補助対象外経費	補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額	
補助対象外経費計(b)		
支出合計(a+b)		